平成２４年（フ）第９６号
群馬県前橋市西片貝町２丁目141番地、住民票上の住所群馬県伊勢崎市市場町１丁目290番地５
債務者　井上　隆夫
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　守永
4　破産債権の届出期間　平成24年６月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月２日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月１日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１５０号
相模原市中央区上溝4128番地１　リバティ上溝201号
債務者　仲井七海雄
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　弘人
4　破産債権の届出期間　平成24年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月５日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２３４号
千葉県松戸市高塚新田494番地の13　梨香台団地10棟901号室
債務者　谷奥　浩生
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　祐介
4　破産債権の届出期間　平成24年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月９日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６７号
佐賀県小城市牛津町下砥川329番地、住民票上の住所佐賀県多久市南多久町大字下多久5679番地
債務者　太田　春雄
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後３時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福島　直也
4　破産債権の届出期間　平成24年６月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月12日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３６号
富山県南砺市院林380番地
債務者　柴田　義明
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　作井　康人
4　破産債権の届出期間　平成24年６月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第２９４０号
東京都足立区六町１丁目８－７
債務者　西川　三穂
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高柳　幸一
4　破産債権の届出期間　平成24年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８号
佐賀県鳥栖市村田町149番地２　サンヒルズ中島105
債務者　吉原　豊彦
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲村　蓉子
4　破産債権の届出期間　平成24年６月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６７３号
愛知県尾張旭市東本地ケ原町３丁目66番地２
債務者　ボディケア・リラクルことラブボディこと　鈴木　正則
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　英行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３号
熊本県荒尾市荒尾4186番地108
債務者　小渕　勝美
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高見　敏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第５５号
福井県坂井市三国町運動公園２丁目８番18号、住民票上の住所福井県越前市家久町第90号８番地の37
債務者　和田　良夫
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩佐　裕美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午後０時
5　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７３７号
大阪府摂津市東正雀11番24号
債務者　平田　敏弘
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　昭久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６４号
埼玉県入間市高倉４丁目９番15号
債務者　西澤　雅之
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小寺　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月18日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２１９号
大阪府柏原市玉手町４番22号
債務者　片山　陽子（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２６０号
堺市堺区市之町西１丁２番６号　バローレ市之町406号、前住所堺市南区三原台２丁１番１－501号
債務者　小田　眞吾
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２６６号
大阪府河内長野市南青葉台33番３号
債務者　北野　敏幸
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係